

監査報告書

令和6年5月17日

学校法人ヤマザキ学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 玉木 祥夫

監事 矢島 隆志



私たち監事は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第15条の規定に従い、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における学校法人ヤマザキ学園の業務又は財産の状況について、監査を行いました。

また、私たち監事は、理事会・評議員会に出席して意見を述べた他、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、法人及び法人の設置する学校において、業務、財産の状況を調査するなどの監査手続きも実施いたしました。

監査の結果、理事の職務執行、法人の業務、財産に関し、不正の行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。また、計算書類等は会計帳簿と合致しており、学校会計基準に準拠して経営状況及び財政状態を正しく示しているものと認めます。

以上